

# 利根町立小中学校施設の開放に関する規則

(目的)

**第 1 条** この規則は、学校教育に支障のない限り、利根町立小学校及び中学校の施設(以下「学校施設」という。)を町民に開放することにより、社会教育の振興と普及を図ることを目的とする。

(開放施設)

**第 2 条** 町民に開放する学校施設(以下「開放施設」という。)及び開放時間は、別表のとおりとする。ただし、利根町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(管理責任)

**第 3 条** 前条に規定する開放施設の開放中の管理責任は、利根町立学校管理規則(昭和56年利根町教育委員会規則第1号)第7章の規定にかかわらず、教育委員会が負うものとする。

(利用者の範囲)

**第 4 条** 開放施設を利用できるものは、次のとおりとする。  
(1)利根町に在住、在勤又は在学する者で、10人以上の社会教育関係団体を構成し、かつ、当該団体に指導者又は監督者としての成人が含まれる団体  
(2)利根町体育協会に登録した団体でスポーツ安全保険等に加入している団体  
(3)その他教育委員会が認めたもの

(利用団体の登録)

**第 5 条** 開放施設を利用しようとするもの(以下「利用団体」という。)は、あらかじめ教育委員会へ学校施設利用団体登録申請書(様式第1号)を提出しなければならない。  
**2** 教育委員会は、前項の規定による登録の申請を承認したときは、その利用団体を登録し、学校施設利用団体承認書(様式第2号)を交付する。  
**3** 登録の有効期間は、登録を承認した年度内とする。ただし、利用団体が学校体育施設の利用者としての責任と義務を怠った場合には、登録を取り消すことができる。

(利用の許可)

**第 6 条** 開放施設の利用は、利用団体の代表者が学校施設利用団体承認書を添えて、学校施設利用許可申請書(様式第3号)により許可を受けなければならない。既に許可を受けた事項を変更するときも同様とする。  
**2** 前項の申請は、利用を希望する日の7日前までに、既に許可を受けた事項を変更する場合は3日前までに提出しなければならない。  
**3** 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合を除き許可するものとし、学校施設利用許可書(様式第4号)を利用団体に交付するものとする。  
(1)施設の保全又は利用に著しく支障があるとき。  
(2)政治的又は宗教的活動を行うおそれがあるとき。  
(3)営利を目的とするとき。  
(4)その他公益上支障があると認めるとき。  
**4** 教育委員会は、前項の規定により開放施設の利用許可する場合に、特に必要があると認めるときは、利用に関し条件を付けることができる。

(利用の取消し等)

**第 7 条** 教育委員会は、利用団体が次の各号の一に該当するときは、その許可を取消し、中止又は変更することができる。この場合において、利用団体が損害を受けても、教育委員会は其の責を負わない。  
(1)利用目的以外に利用したとき。  
(2)利用許可の条件に違反したとき。

(原状回復の義務)

**第 8 条** 利用団体は、開放施設の利用を終了したときは、直ちに原状を回復しなければならない。

2 前条の規定により開放施設の利用許可の取消し又は中止された場合も同様とする。

(弁償責任)

**第 9 条** 利用団体は、開放施設を破損又は滅失したときは、原則として弁償の責を負うものとする。

(事故の責任)

**第 10 条** 開放施設の利用中における利用者の負傷又は疾病については、利用者の責任とする。

(管理責任者)

**第 11 条** 開放施設の適正な利用を図るために、開放を行う学校ごとに管理責任者を置く。

2 管理責任者は、教育委員会が委嘱する。

(遵守事項)

**第 12 条** 利用者は、その利用に当たっては、教育委員会が別に定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

**第 13 条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。